



美術新報

第壹卷
第參號

(通卷二百八十八號)

文展審査鑑査改革建白書

文部省美術展覽會開設せられて以來茲に第十二年の秋を経たり、この間美術鑑賞の中心標準として將た又た美術進展の氣運を醸成したる點に於て本邦文化の上に至大の影響を齎らせるを認む。而して其の効果が作家の技をして漸次熟成の域に導き一方公衆の鑑賞力に資するもの多かりし事敢て言を俟たず。

斯くして年次誘掖され向上し來れる公衆の鑑賞眼は第十二回の今日已に現代作品の各流派に互つてよく了解會得し又是れを充分批判考證し得るの程度に進みたるが如し、更に或者は審査員が發表する鑑査、審査のそれをさへ監視是非するの態度と識見とを備えたり。

これ畢竟この展覽會施設當初の企望が依て實現せし良好なる成績として大に慶賀す可きと共に茲に期を劃し或る年限の將來に向つて時代の思潮に順應する相應の計畫を樹つるの必要ありと信ず、吾々審査の衝に當るもの右の公衆の批判難聲を以て單に路傍の事として排否するなく、却

て相警め相顧み只管作家の善良有益なる誘導に力め且つ公衆の鑑識に對しては一層責任と權威ある報告に依つて益々賢明なる指導に任ずるを心がく可きなり。

茲に於て從來の審査、鑑査の方法に關し猶ほ改善の餘地ありと認むる點に就き敢て私議を具して微意を開陳せん。幸に聰明なる一考を得ば余の本懐とする處なり。

抑々吾々審査員は畫家の一員たる以上常に好惡の情に發足したる自己の感情を以て自他の作品に見ゆるの偏僻を有するは争ふ可からざる事實なり。されば決して一審査員の全般に互りて自己の嗜好を避けたる裁斷をなすの不可能たるや論あるなし、寧ろ作家として飽くまで自己の領域を固執し、能ふ限り偏僻なる事に於て始めて各自一個の審査員たるの權威を保持するを得べし。即ち作家的嗜好が批判の中樞となり出品作物の藝術的情意の投合を見機微を透徹理解し能ふ所以也。

而してこの偏狹なる個人の團體なる審査員の批判は即亦各自個々の愛着憎忌の感情の聚合批判にしてこれ等感情嗜好の統計が纏て全出品作物の統計たるを得る道理なり。

然るに近年時代の趨勢は文藝の上にな新思潮を齎らして其の影響は今や一勢力となりて現代に一區劃をなしつゝあり。かくの如き機運に際會してこの新に醸成されつゝある新傾向の作物に對し等しく公明なる批判の權を備ふるは國家事業たる本展覽會の責任にして又義務たらざる非ず。嘗つて現二科會同人がこの新傾向に適應したる處置の施設を要求したるも右の事情に歸因するものにして且つその必要を感じたるが爲めなり。そのこゝに到れる亦故なしとせず。然るに當時の事情之れを容るゝを許さざりしは本展覽會の面目として寔に遺憾多き事なりき。

惟ふに今日の世態事情は其當時に比して一層必要の急なるものあり、此際須く堅固なる新人を舉げて時代の要求に策應し以て現時の缺陷を填補するの要あり。

之れに次ぎて審査鑑査の方法の改善する可きを願ふの情切なり。即ち從來は審査鑑査に際し審査員の合議なるが爲め時に妥協互讓の嫌なき能はず。之れ雖一種の群集心理とも謂ふ可き瞬時なる自他混同の判断に囚はれて兎角く審査員各自の信念嗜好を枉ぐるの恨あるを見たり。之が爲めに時に批判の裁断は漫然として基準を朦朧たらしむる事ありて出品作家をして蜚語傳聞を生んで自ら疑惑に入り或は情疑の眼を以て審査鑑査を視右顧左眄徒らに漠然たる審査方針云々に斟酌顧慮し強ちに自己の天稟嗜好を窘めんとする傾向をさへ生せしむるを見たり。斯の如きは畢竟從來の制度に伴ひ易き弊にして將に改善せらる可きものなりとす。

若し審査鑑査に際して審査員各自が自己の立場を持して忌憚なき意中を卒直簡明に吐露するの手段を執り合せて之れを出品者に公表する所あらんか出品者はその歸趨する處に依りて自覺と覺醒を得べく、これが爲に審査員自ら強ふる批判の責任は亦甚大なる可く俱に共に改善の緒につくを得べしと信ず。時に或は怨嗟の的となる煩なきに非らざる可きも已に從來の秘密主義の間にありても兎角く流言を胚胎してこの惑を呼び來りしに徴して審査員たるもの當然之の種僅少なる苦痛を甘受せざる可らざる處なり。即ち審査鑑査に際し各自採點表を作製しこれを主任に提出し更に主任の必要に應じて合議たる事も可なる可く猶ほ採點公表の方法等總て具體的方法に就きては他日協議に附し其の最善なる手段を講じ得べければこゝに愚見の陳述を省略す。

斯くの如き制は未だ展覽會の事業に於て類例を見ざる處ならんも果して之を實施する事を得ば永く不問に在りし公私斯界の弊を矯め改善の先驅として一般に示す處ある可く且つ其の齎らす處の效果は蓋し尠少ならざる可し。殊に況んや輓近國の東西を通じ公開發表の聲高く重大なる諸般の施設に於てさへ出來得る限り典式の煩を避け排秘を利あり賢なりとなせるを見る。美術展覽會の如き之れを敢行するに最も安易にして且つ適應せるものと信ず。

我文部省美術展覽會當局者は過ぐる十二ヶ年の間時に應じ事に觸れ改善を目的として屢々鋭意刷新の努力を惜まざりしは世の認めて多とする處、幸にして今この僭越なる建白に對しても充分留意ある事を信じ且つ是が實行を希望するもの也。

大正七年十一月

文部省美術展覽會第二部審査委員

和田三造

文展改革と美術陳列館建設問題

前號の紙上に於て吾人の些が述べ置きたる如く第十二回文部省美術展覽會の成績は期待に反せず極めて不結果に終れることは識者一般の認むる處なり。文展に於ける作品は輪を重ぬるに従ひ其風致品格を墮し生氣を失ひ枯燥惡趣味の集團となり民衆は淺草のシナマ程度の觀覽場と心得押し合ひながらも一度位文展に行かざれば話の種にならずと心得るに到りしかへすんくも残念なること云ふべし。作家の態度にして藝術家らしからんには民衆の不心得は強いても矯むべきものを。作家が徒らに聲のみ大きく空虚なる作品を以て素人を幻惑し、藝術の真意に悖反してまでも入選賞を冀ひ虚名を博すれば能事終れりとなす其心情の鄙劣は殆んど言筆兩絶と云ふ可く、彼等鄙劣なる所業の一例として最近の事實を茲に引證し來らんか恐らくは何人も雖も其作家の行爲を是認する人は無からん。勿論眞摯なる作家も多からん、されど記者は不幸にして美術界特に竹の臺に於ける不祥事の餘りに多くを知れり。之れ一に文展鑑査の方法其他委員と被選者との關係より生ずる當然の結果なるが故に早晚改革を餘義なくせざる可からずとは夙に吾人の觀破せる處なり。果然第二部審査委員和田三造氏は文部大臣松浦局長正木主事、黒田主任に對して本紙巻頭の如き文展改革案を建白せられたるは誠きに當を得たるもの、吾人の正に云はんを欲して能はざりし處のものなり。賢明なる當局は現下の大勢を見るに吝かならざらんも斷行の勇なきを怖る。果して如何。

近時美術家美術記者團體となり美術陳列館建設期同盟會の運動あり、會心の擧ぎ云ふべし。同館建設の急務は敢て吾人の贅言蛇足を用ふるの要を見ずと雖も、今日如斯運動に貴重なる時日を費さればならぬ日本人は不幸なるかな。然し乍ら陳列館の設立は勿論結構至極ながら吾人の私に憂ふる處のものは、折角の建物は何物を以てか填充するを得べき、例の竹の臺陳列館にふまはしき代物まやかし物を以て、今日諸家がなせる苦心の結晶を汚すことなくんば寔に幸なり。